

第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託

(2) 業務の目的及び業務内容

周南市の次期地域福祉計画となる「第5次周南市地域福祉計画」等の策定及び策定に必要な業務

（別添 第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。）

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

周南市内のほか周南市が指定する場所

(5) 業務に要する費用（提案上限額）

金7,647,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

【参考（各年度提案上限額）】

令和6年度

金4,625,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度

金3,021,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

※費用の支払いは各年度の業務が完了し、履行確認後に行う予定です。

令和6年度末に既済の令和6年度分業務について部分払

令和7年度末に令和7年度分業務について精算払

このことから、各年度提案上限額を示しているものです。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及

び第2項の規定に該当しない者であること。

- (2) 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「調査・研究（設計関係を除く）」の（小分類）「アンケート等調査・分析」または「計画策定」に登録されていること。
- (3) これまでに地方公共団体における地域福祉計画策定業務又は類似する業務において、受託実績があること。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和6年7月8日（月）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、福祉部地域福祉課でも配布します。なお、**本プロポーザルの実施に関する説明会は開催しません。**

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/24/> （地域福祉課 HP）

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式3）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

ウ 履行実績調書（様式４）

② 提出期限

令和６年７月２４日（水） １７時必着

③ 提出場所

〒７４５－８６５５ 山口県周南市岐山通１丁目１番地

周南市 福祉部 地域福祉課

福祉調整担当

宛

E-mail : fukushi@city.shunan.lg.jp

④ 提出方法

郵送又は電子メール、持参とします。（いずれの場合も提出期限内必着）

※ファックスでの提出は受け付けません。

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く９時から１７時までとします。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出書類各１部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、令和６年７月２５日（木）に参加資格審査結果（様式５）を通知します。

５ 質問の受付及び回答

（１） 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式１）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

（２） 受付期間

令和６年７月８日（月）１２時から令和６年７月１２日（金）１７時までとします。（ただし、受信確認は９時から１７時までとします。）

（３） 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

地域福祉課 E-mail : fukushi@city.shunan.lg.jp

地域福祉課 電話番号：０８３４－２２－８４６５（ダイヤルイン）

（４） 回答方法

令和６年７月１６日（火）１３時以降に、質問者名をふせて、周南市公式ホームページに掲載します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- ① 企画提案書表紙（様式6）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書及び内訳書（任意様式）

見積書は全体及び年度毎の業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること

(2) 提出期間

令和6年7月25日（木）から令和6年8月9日（金）まで（受付時間帯は、休日を除く9時から17時までとします。）

(3) 提出場所

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市 福祉部 地域福祉課
福祉調整担当

宛

(4) 提出方法

郵送又は持参とします。（いずれの場合も提出期限内必着）

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本11部とします。

(6) 企画提案書作成上の注意

- ①本要領及び仕様書の必要事項を満たしてください。
- ②様式、縦横の向き、ページ数は自由ですが、A4用紙サイズとします。（A3用紙の折り込みは可。）
- ③副本には、企画提案者の企業名、企業ロゴやブランド名など、企画提案者が認識できるものを記載しないでください。
- ④【別紙】の「第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託事業者選定評価基準及び配点」の評価事項及び評価基準の項目に沿って策定してください。
- ⑤提案内容は簡潔に概要を記載してください。なお、記載を補完するためのイラスト、イメージ図又は図面等を添付できます。

7 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を行います。

企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は有効に成立し、プレゼン等を実施します。

① 開催予定日

令和6年8月20日（火）（予定） ※正式な日時は別途通知します。

② 開催場所

周南市役所内 会議室 ※正式な場所は別途通知します

③ プレゼン等の実施要領

ア 事業者の出席者は3人までとします。

イ プレゼン等の順番、時刻は別途通知します。

ウ プレゼン等の時間は1者30分以内（説明20分以内、質疑10分以内）とします。準備及び撤収の時間は含めません。

エ プレゼン等当日における追加資料の配布は認めません。

④ 機材について

スクリーンは本市で用意しますが、プロジェクター、パソコンその他必要な機材は参加事業者が用意してください。

⑤ 注意点

プレゼン等において、企画提案者の企業名、企業ロゴやブランド名など、企画提案者が認識できるものを記載したり、口頭で説明したりしないようにしてください。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託プロポーザル評価会」が行います。

② 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼン等及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

③ 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

④ 最低基準点の設定

評価項目の総配点に、評価者の人数を乗じた点数を満点とし、その6割を最低基準点とします。最低基準点を満たす者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

⑤ 選定結果

選定結果は、契約締結後、周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（５０音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしません。

なお、参加者が２者以内の場合は、特定された受託候補者の評価点のみ公表します。

また、本プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書（様式７）」を電子メール及び文書で送付します。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

８ 評価基準及び配点

評価基準及び配点は、【別紙】の「第５次周南市地域福祉計画等策定業務委託事業者選定評価基準及び配点」に示すとおりです。

９ プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和６年７月 ８日（月）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和６年７月 ８日（月）から 令和６年７月１２日（金）１７時まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和６年７月１６日（火）
④ 参加表明書の提出期限	令和６年７月２４日（水）
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和６年７月２５日（木）
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和６年７月２５日（木）から 令和６年８月 ９日（金）１７時まで
⑦ 企画提案書の評価及び ヒアリングの実施	令和６年８月２０日（火）予定
⑧ 選定結果の通知	令和６年８月２７日（火）予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和６年９月上旬予定
⑩ 選定結果等の公表	契約締結後

１０ 契約（受託候補者特定後）

（１） 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、

内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

1.1 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼン等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式8）により、福祉部地域福祉課へ届け出てください。

- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

1 2 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
担当部署 周南市 福祉部 地域福祉課 福祉調整担当
電話番号 0834-22-8465
FAX 番号 0834-22-8396
E-mail fukushi@city.shunan.lg.jp

第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託事業者選定評価基準及び配点

評価項目 (配点)	評価対象 (各配点)	評価項目
組織体制 (15 点)	体制 (15 点)	業務実施にあたって、十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。
業務実施 方針及び 手法 (75 点)	業務内容の理解度 (10 点)	地域福祉施策、再犯防止施策、成年後見制度利用促進施策等の現状と展望について、国・県等の動向を踏まえ、的確に把握しているか。 周南市の特性・課題への理解は十分か。
	企画・提案内容の的確性 (15 点)	計画策定の手法は妥当か。 組み立て方などに独創性や斬新さがあり、提案内容に独自性、実現性があるか。
	業務分析の的確性・理解性 (20 点)	調査手法・結果分析等、計画策定に資するための基礎調査として、市民アンケート調査等にかかる提案が具体的かつ明確に示されているか。 精度の高い分析方法であるか。 回答率向上の工夫が示されているか。
	工程計画の妥当性 (15 点)	業務の着手から完了までのスケジュールは適正か。 手順や工程等に現実性が高く、工程計画が柔軟か。また、資料作成等への対策が具体的かつ明確に示されているか。
	計画書の独自性 (10 点)	適正な検証方法及び工夫された報告の構成イメージが提案されているか。 計画書について、見やすく分かりやすいレイアウト・編集の方法など、新しい提案があるか。
	プレゼンテーション能力 (5 点)	提案内容の的確な説明及び質疑に対する的確な回答ができたか。 業務への意欲や積極性はあるか。
価格 (10 点)	見積額 (5 点×2) ※各年度の見積価格について評価を行います	見積価格と提案上限額との比較による評価 次の計算式により算出した割合を下記採点基準で評価 採点基準割合＝各年度見積価格／提案上限額×100 (小数点以下切り捨て) 採点基準 採点基準割合 90%以下 … 5 点、93%以下 … 4 点 95%以下 … 3 点、98%以下 … 2 点 100%以下 … 1 点